

移動支援事業ガイドライン

令和2年4月

東備圏域

(備前市・瀬戸内市・赤磐市・和気町)

移動支援事業について

1. サービスの内容

障害のために、屋外での移動に支援が必要な障害のある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出をする際に必要となる移動の介護又は付き添いで、1日の範囲内で終えるものを対象とします。

- 介護給付（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援）により対応ができる場合は、介護給付による利用が優先されます。
- 通院、官公庁での手続き等に係る移動の支援は、居宅介護（通院等介助、通院等乗降介助、身体介護）により行います。なお、通院時の院内での支援に関しては、原則医療機関が支援を行うこととなっています。
- ゲームの相手、カラオケで一緒に歌う等遊び相手となる行為は移動支援の対象となりません。

2. 対象者

- （1）身体障害者手帳の交付を受けた人で、その障害程度が身体障害者福祉法規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する人のうち、下肢障害、体幹障害、移動機能障害、視覚障害、聴覚障害を有する人。
- （2）知的障害者更生相談所又は児童相談所において、知的障害者と判定された人。
- （3）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人又は、精神障害のある人で屋外での移動に制限があると認められる人。
- （4）障害者総合支援法第4条第1項に規定する難病等により、屋外での移動に著しく制限がある人。

3. 外出の範囲

- （1）社会生活上必要不可欠な外出

例）金融機関等における諸手続

介護給付で対応できない場合の官公庁や金融機関等における諸手続や利用等に係る移動介助は、移動支援事業の対象となります。ただし、児童の場合は、基本的には保護者が行う事柄であるなどの理由より、原則、移動支援事業の対象とはなりません。

例）個人の嗜好による買い物等

買い物、各種団体の行事や会合等は移動支援事業の対象となります。ただし、児童で、基本的には保護者が行う事柄である場合には、移動支援事業の対象とはなりません。

例) 冠婚葬祭等

冠婚葬祭への出席、お見舞い等は移動支援事業の対象となります。ただし、児童の場合は、対象となりません。

(2) 余暇活動等社会参加促進のための外出

例) 自己啓発や教養を高めるもの

講演会や文化教養講座の趣味的要素を含め、自身の教養を高めること等を目的とするものは移動支援事業の対象となります。

例) 生活の質の充実や向上を高めるもの

レクリエーション、映画鑑賞、観劇、コンサート等は移動支援事業の対象となります。ただし、児童で、児童単独での外出が一般的とは判断しがたい場合は移動支援事業の対象とはなりません。

(3) 対象とならない外出の範囲

①通勤、営業活動等の経済的活動に係る外出又は長期に渡る外出

例) 通勤、通学など継続的な利用が必要な外出

通勤、通学、定期受診など継続的な利用や、通年かつ長期に渡る外出については、原則、移動支援事業の対象とはなりません。

例) 営業活動等の経済活動に係る外出

謝金を伴う講演会等の講師や、収入を得ることを目的とした講演会等への参加は経済活動に係る外出とみなされるため、移動支援事業の対象とはなりません。

②社会通念上、移動支援事業を利用することが適当ではない外出

例) 宗教活動

布教活動や勧誘等の活動は移動支援事業の対象となりません。ただし、冠婚葬祭への出席や、地域の祭り等への参加は、一般的に行われる宗教行事としての共通認識で行われるものは対象となります。

例) 政治活動

政治活動への参加は移動支援事業の対象となりません。

例) 公序良俗に反することを目的とするもの

公共の秩序に欠ける場所への移動は、移動支援事業の対象となりません。

※上記のほか、社会通念上適当ではないと判断される場所への移動支援は対象となりません。

(4) 例外的に認める外出の範囲

①保護者のけがや入院等の理由によるもの

介助を行っている保護者のけがや入院、障害等により、代替者が介助を必要とする場合等でかつ、緊急性が高いものと判断される場合は、対象とならない外出の範囲であっても、その原因の回復に至るまでの期間に限って認められる場合があります。ただし、介護給付で対応できる場合は、その利用を優先します。

4. 実施方法等

移動支援を必要とする利用者からの申請に基づき、必要性を勘案した上で決定をします。利用者は各市町に登録された事業者と契約を行った上で、支援が提供されます。

- (1) 移動の方法は原則として、徒歩又は公共交通機関等を利用します。移動に係る利用料は、利用者が支払います。交通費、飲食費、入場料等は公費負担の対象外となりますので、重要事項説明書等で説明が必要です。
- (2) 介助者が車を運転している場合は、利用者を介助することができないことから、その時間帯は報酬算定の対象となりません。
- (3) 移動支援は原則、介助者がマンツーマンで利用者を支援（個別支援型）します。

5. 利用者負担等

世帯の負担能力に応じて負担額が異なります。

6. 事業者から市町への請求

開始時間及び終了時間、支援内容等を記載した「実績記録票」等を添えて毎月10日（必着）までに請求してください。

7. その他

利用に際し、同月内、同週内において同一目的、同一内容の利用を行う場合は、必ず事前に市町に確認してください。場合によって、利用が認められないこともありますので、御注意ください。